

(傍線部分は改正部分)

		改 正 後	
		（講習科目の受講の一 部免除）	
		第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる 講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。	
受講の免除を受けることができる者	（略）	（講習科目）	
二 次 の い ず れ か に 掲 げ る 者 で あ つ て、 令 第 二 十 条 第 二 十 二 号 若 し く は 安 衛 則 第 三 十六 条 第 九 号 の 業 務 の うち 令 別 表 第 七 第 一 号 、 第 二 号 若 し く は 第六 号 に 掲 げ る 建 設 機 械 の 運 転 の 業 務 （ 鉱 山 保 安 法 （ 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 七 十 号 ） 第 二 条 第 二 项 及 び 第 四 项 の 規 定 に よ る 鉱 山 に お け る 令 別 表 第 七 第 一 号 、 第 二 号 又 は 第 六 号 に 掲 げ る 建 設 機 械 で 、 内 燃 機 関 を 原 動 機 と し て 使 用 し 、 か つ 、 不 特 定 の 場 所 に 自 走 す る こ と が 可 能 な も の の 運 転 の 業 務 を 含 む 。 次 項 に お い て 同 じ 。」 又 は 令 第 二 十 条 第 四 十 号 若 し く は 安 衛 則 第 三 十六 条 第 五 号 の 三 の 業 務 に 、 三 月 以 上 從 事 し た 経 験 を 有 す る 者	（略）	（講習科目）	
二 道 路 交 通 法 第 八 十 四 条 第 三 项 の 大 型 自 动 车 免 许 、 中 型 自 动 车 免 许 、 准 中 型 自 动 车 免 许 又 是 普 通 自 动 车 免 许 有 し 、 か つ 、 令 第 二 十 条 第 二 十 二 号 若 し く は 安 衛 則 第 三 十六 条 第 九 号 の 業 務 の うち 令 別 表 第 七 第 一 号 、 第 二 号 若 し く は 第六 号 に 掲 げ る 建 設 机 械 の 运 转 の 业 务 （ 鉱 山 保 安 法 （ 昭 和 二 十 四 年 法 律 第 七 十 号 ） 第 二 条 第 二 项 及 び 第 四 项 の 规 定 に よ る 鉱 山 に お け る 令 别 表 第 七 第 一 号 、 第 二 号 又 是 第 六 号 に 掲 げ る 建 設 机 械 で 、 内 燃 机 关 を 原 动 机 と し て 使 用 し 、 か つ 、 不 特 定 の 场 所 に 自 走 す る こ と が 可 能 な も の の 运 转 の 业 务 を 含 む 。 次 项 に お い て 同 じ 。」 又 是 令 第 二 十 条 第 四 十 号 若 し く は 安 卫 则 第 三 十六 条 第 五 号 の 三 の 业 务 に 、 三 月 以 上 从 事 し た 经 验 を 有 す る 者	（略）	（講習科目）	

イ 道路交通法第八十四条第三項
の 大型自動車免許、中型自動車
免 許、準中型自動車免許又は普
通 自動車免許を有する者
ロ 道路交通法第八十四条第四項
の 大型自動車第二種免許、中型
自動車第二種免許又は普通自動
車 第二種免許を有する者

号若しくは安衛則第三十六条第五
号の三の業務に、三月以上従事し
た経験を有する者
(新設)

三 (略)

(略)